

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第22号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則
貸金業法施行細則（昭和58年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（貸金業者登録簿の閲覧） 第3条 略 2 略 3 知事は、前項の規定にかかわらず、貸金業者登録簿の整理その他特別の理由により、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を短縮することがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するとともに、<u>インターネットの利用その他の方法により周知する</u>ものとする。 4～6 略	（貸金業者登録簿の閲覧） 第3条 略 2 略 3 知事は、前項の規定にかかわらず、貸金業者登録簿の整理その他特別の理由により、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を短縮することがある。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。 4～6 略

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。